

協議事項「統合に向けて取り組む事項の検討」話し合いの方法

1 目的

総務部会では、これまで子どもたちが新たなスタートをできるような取組について考えていただき、たくさんの意見を出していただきましたが、すべての意見に取り組むことは、時間や人員、予算等の制約があり困難であることから、総務部会として統合に向けて取り組むべきとする事項の取りまとめをします。

前回のグループワークで御検討いただいたように、御提案いただいた事項の効果やメリット、実施する上での課題等も踏まえながら、取組の賛否について協議して、取組の優先順位を決定いただきます。

2 方法

(1) 各委員から取り組むべきと考える事項を発表していただきます。

取り組むべき事項の対象として考える事項としては、前回の部会の際に御提示したカルテに記載された事項の他、委員の考えたアイデアを追加していただいても構いません。

(2) これをやるべき、やった方がよいと意見を出していただく際に、

①取り組むべきと考える事項 だけではなく、

②取り組むことで見込める効果、③実施する上での課題 についても含めて発言をしていただくようにお願いします。

(3) 他の委員の皆さんは、(2) で出された意見に対して、賛否を伝える際には、(2) と同様に②や③について触れて意見を出していただくようにお願いします。

(4) 提案していただいた事項の実施を担う組織から、提案された事項の実現の可能性や、実施する上での課題等について意見を出していただくことが可能です。

(5) 最終的に、委員の皆さんから御提案のあった事業の賛否について、委員の皆さんのお考えを用紙に記入していただき、それを回収・集計して、賛成の割合が高いものから、総務部会として優先的に取り組むべきと判断された事項として位置付けをします。

3 今後の進め方

総務部会で優先的に取り組むべきとして位置付けられた事項については、それぞれの実施主体で改めて実現の可否を検討します。地域の意向を尊重して、実施の可能性について検討を行います。諸事情により内容をアレンジしたり、実施は困難との結論に至る場合があります。

実施主体で実施するという意向が確認できた事項については、必要に応じて、実施の方法を総務部会で検討・報告しながら事業を進めていきます。

